

寒川町指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービスに係る基準を定める条例（案）のパブリックコメント実施結果

1. 募集期間 平成24年12月11日（火）～平成25年1月10日（木）

2. 資料配付場所 役場1階高齢介護課窓口、同1階ロビー案内、同2階情報公開コーナー、町民センター、公民館、北部文化福祉会館、南部文化福祉会館、寒川総合図書館、寒川総合体育館、健康管理センター、ホームページ（閲覧）

3. 意見の提出状況等

意見提出者数 2名  
意見総数 2件

4. 内訳別意見件数

①サービス提供に関する記録の保存期間変更（2年→5年）	0件
②居室の一室当たりの定員の変更（1人→4人以下）	2件
③事業者の役員等から暴力団員等を排除する規定を追加	0件
④町外事業所の指定基準の特例に関する基準を追加	0件
⑤指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を29人以下と規定	0件
⑥事業者が法人であることの規定	0件
その他意見	0件
合計	2件

5. このパブリックコメント実施結果については、次の場所でご覧いただけます。

役場1階高齢介護課窓口、同2階情報公開コーナー、町民センター、公民館、北部文化福祉会館、南部文化福祉会館、寒川総合図書館、寒川総合体育館、健康管理センター

また、町ホームページでも閲覧することができます。

お問い合わせ先：寒川町健康福祉部高齢介護課介護保険担当  
電話 0467(74)1111 内線 153 F A X 0467(74)5613  
E-mail [m-kourei@town.samukawa.kanagawa.jp](mailto:m-kourei@town.samukawa.kanagawa.jp)

いただいたご意見と町の考え方・対応

	町の方考え方・対応
<p>① 居室の一室あたりの定員を「1人（必要と認められる場合は2人）」から「4人以下」に変更についての意見</p> <p>入所者の選択や、低額利用は町民にとっては理想であるが、利用者目線を外し、設置しようとする事業者側からすると、ホテルコストが20年で3億5千万円低い4人部屋では、経営できないと考えます。</p> <p>4人を認める場合は、町として、土地の提供と収入が下がる部分の補助金を出すべきである。町内に、個室・ユニットの特養が無い現状で、新たに4人部屋を認めることも、時代に逆行していると思う。</p> <p>人口5万弱の後期高齢者がまだ少ない保険者は、事業者が展開しやすい条件を作らないと、小規模多機能居宅介護のように、現状の利用率50%では、株式会社等は撤退していく。</p> <p>指定地域密着型サービスが、認知症対応以外は全滅状態になると、地域包括ケアは寒川に育たなく、古い介護サービスしかない町になってしまう。</p>	<p>今回の「4人以下」という基準は、利用者にとって比較的低額な自己負担で利用できる多床室を設置できる可能性を残すために設けるもので、必ず4人部屋で設置することを義務付けるものではありません。</p> <p>一般的な例として、要介護3の場合で1ヶ月利用した場合に負担する費用を比べると次のようになります。</p> <p>○ユニット型個室 約125,000円 ○多床室 約75,000円 ※介護サービス自己負担分と居住費及び食費の基準費用額の合計。日常生活に要する支出は含んでいない。</p> <p>寒川町の介護保険被保険者を所得階層で見ると、低所得者層と言われる階層に属する方が比較的多いため、施設を低額で利用できる可能性を残す必要があると考えます。</p> <p>また、施設整備に伴う介護報酬の支払いは、介護保険料にも影響するという事も考慮する必要があります。</p> <p>国は、ユニット型個室の整備を推進しているので、省令でも基準として「1人」としてはいますが、ユニット型個室の建設には多床室よりも多くの費用がかかり、その負担は居住費として利用者負担にも影響します。</p> <p>条例は、あくまで施設の最低基準を定めるものです。実際には、費用負担や保険料負担の問題、介護を取り巻く情勢等を勘案しながら、どのような基準で施設整備するかを高年齢者保健福祉計画に位置付けて、施設整備を図っていくこととなります。その際に柔軟な対応が可能となるよう、条例案においては「4人以下」と規定することとします。</p>
<p>② 国基準通り居室の定員は原則1人とすべし。理由：</p> <p>①高齢者が人間らしい生活を送るには最低でも他人に煩わされる事が少ない個室を目指すべきと考える。</p> <p>②今回国が原則個室を打ち出したのであるから、特別の事情が無い限りその実現に努力すべきである。</p> <p>③町は変更の理由として「利用者にとって比較的低額な自己負担で利用できる多床室を設置出来る可能性を残すため」としているが、これは条例制定の常識から考えても可笑しい。条例は制定されれば、一人歩きし、寒川は4人部屋が原則となる事は論を待たない。町は行政指導も出来ないであろう。</p> <p>④若し町が本当に「個室原則、例外的に4人部屋も認める」と言うのが本心であれば、次の様に規定すれば良い。</p> <p>(例)</p> <p>①入所者へのサービス提供上必要と認められる場合4人以下とする事が出来る。(平塚市の例)</p> <p>②但し入居者のプライバシーが保護される場合は4人以下とする事が出来る。(吉川市の例)</p> <p>③4人部屋が必要と(市長が)認めた場合は4人以下とする事が出来る。(岩沼市の例)</p>	

補足：近隣、茅ヶ崎市は寒川同様原則4人、藤沢はややニュアンスが違うが、原則個室の様にも取れる表現である(藤沢のパブコメから)。県の指導が如何様なものか判らないが、介護の質の低下を招かない方向で条例制定される事を期待する。